

REPORT

開示手続きに関する米国国際貿易委員会による規則の補正

2013年6月5日

5月20日、米国国際貿易委員会(ITC)は、業務および手続きに関する規則(Rules of Practice and Procedure)の補正についての発表を行いました。従来、これらの規則には、電子書類の開示手続き(「e-discovery」)についての制限に関する特定条項がありませんでした。しかし、ITCと米国連邦裁判所は、e-discoveryを最小限にし、不経済な開示手続きの業務を削減し、開示手続きの総額費用を削減する努力を重ねてきました。そのため、ITCの規則の補正は、そのようにすることを目的としています。補正は、大まかに3つのカテゴリーに分けられます:

1. e-discovery についての制限;
2. 開示手続きについての全般的な制限; および
3. 特権保護の主張と職務成果保護の主張に関する手続き。

補正規則は、2013年6月20日より後に開始するセクション337に基づく調査に適用となります。

規則変更ではこの義務について触れていませんが、米国の訴訟当事者には、今後訴訟となりそうな場合を考慮して、訴訟対象問題と関連しているかもしれない情報を保存する義務があります。今後関連しているかもしれない情報を保存していない場合、厳しい罰則が

与えられます—これは、偶然に情報の保存をしていなかった場合にも適用されます。従って、下記のように e-discovery についての例外があったとしても、訴訟開始の際、もしくは今後訴訟となりそうな場合、そのような全ての情報を注意深く保存すべきです。

I. E-Discoveryについての制限

ITCの規則の補正には、電子的に保存された情報(ESI)の開示手続きについての特定の制限があります。補正規則に基づき、情報提出当事者は、米国地方裁判所の案件に適用される連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedure)に基づく手続きと同様、「過度の負担もしくは費用のため理屈にあって入手可能でない」典拠からのESIを提出する必要はありません。

規則作成に関するコメントにおいて、ITCは、ESIの提出に反対している当事者が、関連情報を発見する可能性と同様、ESIを提出する負担と費用を評価するため、開示手続きを求める当事者に十分な情報を提示すべきであるとしました。開示手続きを求める当事者が、ESIの提出を相手側に強制するための申し立てを提出した場合、「情報が過度の負担もしくは費用のため理屈にあって入手可能でない」ことを示す責任は、相手側にあります。要求当事者が、十分な理由を示している場合、ITCの行政法判事(「ALJ」)は、そのような負

2013年6月5日

担もしくは費用にかかわらず、ESIの提出を命令することができ、開示手続きの条件を設定することもできます。例えば、ALJは、要求当事者に、理屈に適っていないが入手可能である典拠からの情報開示の費用の全額もしくは一部を負担するように命令することができます。

II. 開示手続きについての全般的な制限

補正規則に基づき、ALJが、申し立てに対応する際もしくは自発的に、下記のような状況があると判断した場合、開示手続きの頻度もしくは範囲を制限する必要があります：

1. 開示手続きが、理屈に適っておらず単に量が増えているもしくは重複している、もしくは更に便利であり、負担が比較的少なく、比較的に高額でない別の典拠から開示内容が取得可能である；
2. 開示手続きを求める当事者には、調査中に開示手続きにより情報を取得するのに十分な機会が既にあった；
3. 応答者が、法的主張が可能であるにもかかわらず、開示手続きに同意した、もしくは開示手続きの対象である係争対象事項に関する特定の事実に同意した；もしくは
4. 調査実施のための必須事項、ITCが決めることになる問題点を解決する上での開示手続きの重要性、および一般に対して今後問題となる可能性がある事柄を検討した結果、開示手続き案の負担もしくは費用が、今後の利点より大である。

上記の3番目の状況を除き、ITCの補正規則中の開示手続きの制限は、連邦民事訴訟規則(Federal Rules of Civil Procedure)をひな形と

して大まかに作成されています。最近、ITCは、規則26についての連邦判例が、補正規則の解釈と適用に関連している可能性があることと記しました。また、論評者は、セクション337に基づく調査のぎっしりつまった予定とかなり速い進行のため、第二番目の状況(すなわち、開示手続きを求める当事者には情報を取得するのに十分な機会が既にあったこと)が起こらないであろうと記しました。

第三番目の状況は、ITCの業務に限られています。ITCの業務では、応答者が、法的主張が可能であるにもかかわらず、開示手続きに同意することにより、もしくは特定の事実の同意することにより、その問題点に関連する「特定の事実」についての開示手続きを避けることができます。しかし、ITCのコメントでは、この状況は、「対象問題点に関する他の事実についての開示手続き」を制限するものではなく、また異なる問題点に関連する事実について制限するものではないとあります。

III. 特権保護の主張と職務成果保護の主張

また、補正規則には、弁護士と依頼人との間の特権保護情報と職務成果保護情報に関する手続きが記載されています。規則は、特権保護もしくは職務成果保護を主張してから10日以内に、特権記録(privilege log)を提出し、特権記録(privilege log)中の必要な内容を記載するように当事者に義務付けています。ITCのコメントでは、10日以内の特権記録(privilege log)の提出期限は、特権に関する問題点と職務成果に関する問題点を早期に指摘することを義務付けるため、開示手続きが効率的に進められるはずであるとあります。

従来のITCの規則と異なり、補正規則では、特権書類が誤って開示された場合の取り扱い手続きが記載されています。この手続きでは、提出当事者は、できれば特権記録(privilege

2013年6月5日

log)を利用して、誤って書類が開示されたことと、その書類に対しての特権保護と職務成果保護の適用理由とについて、誤って書類を受理した人物に通知をすることができます。通知を受理した人物は、受理後7日以内に:

1. 各特定された書類の全コピーを返却する、別に保管する、もしくは破壊する必要があります;
2. 問題が解決するまで、各書類の使用もしくは開示を避ける必要があります;および
3. 受理当事者が書類を通常通りに何者かに開示してしまった場合、その者から各書類を回収するように「理屈に適った対策」をとる必要があります。

当事者は、誤って開示されたことに関する問題の解決を図るため、通知後7日以内に話し合い(meet and confer)をする必要があります。当事者間で問題を解決できなかった場合、当事者は話し合いの後5日以内に特定書類の強制提出を求める申し立てを提出し、ALJに問題を解決してもらうようにすることができます。

また、補正規則では、当事者が、不服申し立ての提出後もしくは調査開始後のような特定の日付の後に作成された書類についての特権ログ(privilege log)の要件を削除することについて書面で同意することを認めています。通常、特権が、調査開始後に作成された書類にあることは明らかです。また、当事者には、とりわけ、調査開始後に作成された、関連性がある非特権書類を含む書類提出が追加で義務付けられています。従って、このような同意は、裁判所の記録に載せられるであろう関連情報を発見するという当事者の機会を妨げることなく、開示手続きの負担と費用の削減

に繋がります。補正規則に基づき、ALJは、このような同意対象にある書類提出に関する申し立てを却下することもできます。

最後に、補足規則では、両当事者が、ITCの開示手続き規則の要件に遵守するための異なる期間を設定することについて書面で同意することを認めています。ALJが、遵守のための異なる期間を設定する命令を既に出していた場合、このような同意についてALJの許可が必要となります。

IV. 提案

セクション337に基づく調査は、進行が速く、非常に複雑なものです。ITCにおいて訴訟当事者は、開示手続きの費用と情報要求の必要性和価値を比較しつつ、規則による多数の期限に常に注意を払う必要があります。下記に、ITCの開示手続きの規則の補正を考慮して、全般的な提案を記載します。

1. 企業が、ITCの調査もしくは今後の調査について知った際、もしくは訴訟があることについて知った際、開示手続きに必要なとなるかもしれない書類もしくはESIの破壊を避けるための対策を至急立てるべきである。
2. まず、各ESI典拠にアクセスするための負担と費用を評価するため、今後関連となるかもしれない書類を査定する。最低でも、評価には、各典拠ごとに、典拠にアクセスする困難度、典拠から関連ESIを見つけ出し抽出するために必要な時間と費用の見積り、典拠で保存されているESIが今後証拠となるかどうかという判断、重複もしくは類似情報の別の場所を含めるべきである。
3. どのESI典拠が「過度の負担もしくは費用のため理屈に適って入手可能でない」

2013年6月5日

か早期に判断する。また、ESI 典拠に関連した費用と複雑性についての早期理解は、応答者が、法的主張が可能であるにもかかわらず、開示手続きに同意する価値、もしくは特定の事実に同意する価値があるかどうかを当事者が判断するのに役に立つ。

4. 特権ログ(privilege log)で記載する必要がある書類について、書類作成日をどこまで網羅するかを相手当事者と協議して同意に達するようにする。
5. 特権保護の主張と職務成果保護の主張について非常に短い期限が定められていることを考慮し、徹底的に特権について見直し、早期の書類収集段階において特権ログ(privilege log)を作成することをお勧めする。

* * * * *

Oliff & Berridge, PLC は、米国バージニア州アレキサンドリア市を拠点とする知的財産法律事務所です。当事務所は、特許、著作権、商標、独占禁止法、訴訟を専門としており、世界で幅広く活躍する大企業から小規模の個人経営会社、大学、個人事業家を含む、多くの幅広い国内外のクライアントの代理人を務めています。

このスペシャルレポートは、今日重要性の高い法的論点に関する情報を提供することを意図とするものであり、法的アドバイスを提供するものでもなければ、*Oliff & Berridge, PLC* の法的見解を構成するものでもありません。このスペシャルレポートの読者が、この中に含まれる情報に基づいて、行動を起こす場合には、専門弁護士にご相談ください。

詳しくは、Tel(703) 836-6400、Fax(703) 836-2787、email@oliff.com、又は277 South Washington Street, Suite 500, Alexandria, Virginia 22314, USA までお問い合わせください。当事務所に関する情報は、ウェブサイト www.oliff.com においてもご覧いただけます。